福島県の将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援事業
交付対象者募集に関するＱ＆Ａ【令和８年度第２期（2028 年卒学生）募集】

１　募集対象者・交付対象者について

No	質問	回答
1	「募集対象者」と「交付対象者」の違いは何ですか。	「募集対象者」は本事業の応募資格を有する方のことです。応募いただき、選考の結果、補助金による支援が適当と認められた方のことを「交付対象者」といいます。
2	福島県出身者ではないが、募集対象者となりますか。	なります。本県産業の将来を担う人材を募集し、本県に定着していただくことを目的としており、出身地や在籍する大学等の所在地は問いません。
3	福島県内で働きたいと考えているが、現時点でははっきりしません。応募できますか。	応募時点において、募集要項の「募集対象者」の要件を満たせば応募できます。 なお、交付対象者として認定を受けたあと、やむを得ない事情により、福島県で暮らし、働くことができなくなった場合には、廃止の届け出をしていただきます。
4	在籍する学部等に指定はありますか。	学部の指定はなく、文系、理系も問いません。
5	福島県内に事業所がある企業へ就職し、県内への配属を希望したが、県外に配属されたり転勤を命じられたりした場合はどうなりますか。	交付対象者としての認定は最初に就職した日から起算して 10 年間（120 ヶ月）有効です。会社の都合により県外で勤務することになった場合、有効期間内は交付対象者としての認定は取り消されませんが、県外勤務の期間は従事期間として通算されません。 なお、認定を継続するためには毎年の状況報告を提出する必要があります。（Ｑ６参照）
6	交付対象者として認定された後の手続きはありますか。	交付対象者として認定された後、補助金の交付を受けるまでの間、毎年 5 月 10 日までに、その年 4 月 1 日時点の在学状況や就職状況等について、所定の様式により報告をしていただきます。 正当な理由なく、報告がなかった場合は認定が取り消されますのでご注意ください。
7	応募書類の「奨学金貸与証明書」とは何ですか。	日本学生支援機構へ申請することにより入手できます。奨学生証とは別のものです。 申請方法については、日本学生支援機構のＨＰをご確認ください。（就職後の状況報告の際に提出いただく「奨学金返還証明書」も同様です。） ※申請後、届くまでに時間を要する場合が多いので、**応募締め切りまでに必要書類が揃うように余裕を持って申請してください。**

8	正規職員とはどういう雇用形態ですか。	いわゆる正社員など、期間の定めのない雇用により就職することをいいます。
9	市町村の奨学金返還支援制度と重複して補助金を受けられますか。	市町村をはじめ、他自治体が行う奨学金返還制度と重複して受給することはできません。
10	応募すれば、必ず補助金を交付されますか。	応募書類（応募理由書や就職希望先）による書類審査を行い、交付対象者を決定しますので、必ずしも補助金を交付されるわけではありません。 審査の結果は郵送で通知いたします。

“大学等”の定義について

以下の①～④のいずれかを指します

① 大学
② 短期大学
③ 大学院の修士課程
④ 大学院の博士課程
⑤ 高等専門学校の本科
⑥ 高等専門学校の専攻科
⑦ 専修学校専門課程

２　支援対象となる産業について

No	質問	回答
1	対象となる産業は何ですか。	公務員以外の全産業が対象となります。
2	自らが事業主となる場合は支援対象となりますか。	登記事項証明書、確定申告書の写し等の提出により、支援対象産業であることが確認できた場合は、自らが事業主であっても支援対象となります。また家族従業員の場合も同様です。
3	大学等を卒業後に、支援対象となる産業以外に就職した場合はどうなりますか。	その場合は補助要件を満たさなくなるので、交付対象者の認定廃止申請をしてください。
4	令和６年度までに認定を受けた場合も、公務員以外の産業に転職すれば、補助要件を満たしますか。	令和７年度に対象産業が拡大となりましたが、令和６年度までに認定された交付対象者は、**認定時の要件が適用されるため、対象産業外への転職の場合には、補助要件を満たさなくなります。**認定時の要件については、枠外の表【支援対象となる産業】をご確認ください。

【支援対象となる産業】

○平成 28 年度～令和元年度に認定された方

日本標準産業分類の「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」または「情報通信業」に属し、かつ次の産業

1　エネルギー関連産業　　2　医療関連産業※1　　3　ロボット関連産業
4　環境・リサイクル関連産業　　5　輸送用機械関連産業　　6　電子機械関連産業
7　ＩＣＴ関連産業　　8　６次化関連産業

○令和２年度～令和６年度に認定された方

（１）地域経済を牽引する成長産業分野

日本標準産業分類の「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」または「情報通信業」に属し、かつ次の産業

1　エネルギー関連産業　　2　医療関連産業※1　　3　ロボット関連産業
4　環境・リサイクル関連産業　　5　輸送用機械関連産業　　6　電子機械関連産業
7　ＩＣＴ関連産業　　8　６次化関連産業

（２）地域資源を生かした産業分野

9　商業（卸売・小売業）　　10　サービス業※2　　11　観光関連産業（運輸業、　宿泊・飲食サービス業）　　12　上記 1～8 以外の製造業

なお、（２）『地域資源を生かした産業分野』の企業に就職する場合は、“県内に本社を有する中小企業”のみが対象となります。本事業における“中小企業”の定義は、中小企業基本法に定められている「中小企業者」の範囲または「小規模企業者」の定義を準用することとします。詳細は以下の表のとおりです。

業種分類	中小企業者	小規模企業者
製造業 運輸業	資本金の額または出資の総額が３億円以下の会社または常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人	常時使用する従業員の数が 20 人以下
卸売業	資本金の額または出資の総額が１億円以下の会社または常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人	常時使用する従業員の数が 5 人以下
小売業 飲食サービス業	資本金の額または出資の総額が５千万円以下の会社または常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人	
サービス業 宿泊業	資本金の額または出資の総額が５千万円以下の会社または常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人	

※１　「2 医療関連産業」とは、医療機器メーカーや製薬会社等を想定しており、病院や歯科医院などの医療機関は本事業の対象外となりますのでご注意ください。

※２　「10 サービス業」は、「79　その他の生活関連サービス業」または「92　その他の事業サービス業」に該当するもの。

３　補助金について

No	質問	回答
1	いくら支援してもらえますか。（補助金額はいくらですか。）	**大学、大学院、高等専門学校専攻科の場合** 卒業または修了までに貸与を受けた奨学金の額のうち、2 年間分（24 ヶ月分）となりますが、上限があります。 **短期大学、高等専門学校本科、専修学校専門課程の場合** 卒業または修了までに貸与を受けた奨学金の額のうち、1 年間分（12 ヵ月分）となりますが、上限があります。
2	補助上限額はいくらですか。	大学在学時の奨学金の場合：1,536,000 円 （月額 64,000 円） 短期大学、高専本科、 専修学校専門課程の奨学金の場合：720,000 円 （月額 60,000 円） 修士課程在学時の奨学金の場合：2,112,000 円 （月額 88,000 円） 博士課程在学時の奨学金の場合：2,928,000 円 （月額 122,000 円） 高専専攻科在学時の奨学金の場合：1,440,000 円 （月額 60,000 円）
3	補助金はいつもらえますか。	補助金を支払うためには、対象産業の福島県内事業所で６０箇月（既卒者は３６箇月）以上就業かつ福島県内に定住することが必要です。その要件を満たした日から起算して２箇月以内に補助金交付の申請をしていただいた後、支払います。 ※支援イメージ（例）をご覧ください。
4	補助金は誰に支払われるのですか。	交付要件を満たしていることを確認の上、県が日本学生支援機構に対して支払います。 ただし、申請時点で補助金額が返還する奨学金の残額を上回る場合（繰り上げ返済等により、学生支援機構への返済が終了している場合など）には、その差額を交付対象者へ直接支払います。 ※支援イメージ（例）をご覧ください。

5	福島県内事業所で５年以上の就業が難しくなったが、返還支援を受けることができますか。	「５年間の就業要件を満たすことができなくなった理由が企業側都合や病気・けが等のやむを得ない事由である場合は、補助金の交付申請をすることができます。ただし、補助金額は、福島県内事業所での就業かつ定住した期間の月数を 60 ヶ月で除した額となります。 なお、交付対象者としての認定は、最初に就職した日から起算して 10 年間（120 ヶ月）有効で、この期限内に要件を満たした場合は、補助金の申請ができることとなっています。

支援イメージ（例）

参考事例

〇貸与奨学金：第一種奨学金　月額 64,000 円　4 年間で 3,072,000 円
〇支援認定額：**1,536,000 円**（大学 3～4 年次の 2 年間分）
〇返済計画　：18 年（月 14,222 円）

2027 年 3 月	大学 3 年生	交付対象者として認定を受ける
2028 年 3 月末	大学卒業	奨学金の貸与終了
2028 年 4 月	就職 1 年目	県内事業所に正社員として就職し、県内に定住
2028 年 10 月		奨学金の返済開始
2033 年 4 月	就職 6 年目 ※交付決定	就業及び定住期間 60 ヶ月（5 年間）経過 実績報告等所定の手続き

①貸与総額　3,072,000 円
②交付決定時の既返済額　767,988 円【14,222 円×54 ヶ月分(2028.10～2033.3)】
③交付決定時の返済残額　2,304,012 円【①－②】
④支援額（補助金額）　1,536,000 円【県が日本学生支援機構に支払い】
⑤補助後の返還残額　768,012 円【③－④】残り 54 ヶ月で完済！

４　その他

No	質問	回答
1	月の途中で入社したり異動や退社したりした場合の、就業期間の算定はどのようになりますか。	入社月または異動月、退社月などに、1 ヶ月に満たない端数を生じた場合は、これを合計した日数により以下のように計算してください。 端数の合計日数が 15 日未満：切り捨て（0 ヶ月） 15 日以上 45 日未満：1 ヶ月 45 日以上：2 ヶ月
2	交付対象者の認定を受けた後、予定を変更し、大学院等へ進学した場合はどうなりますか。	原則として、交付対象者の認定を取り消すこととなります。ただし、新たな進学先卒業（修了）後に対象産業の福島県内事業所で働くことを強く希望する場合のみ、交付対象者として認定継続することが可能です。 いずれにしても、就職せずに進学する際には変更または廃止申請が必要となります。
3	育児休暇、病気休暇等の期間は、補助金交付の要件となる５年に通算されますか。	離職していなければ通算されます。